

平成30年7月19日
(2018年)

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市特別職報酬等審議会
会長 今西 幸藏



特別職の給料及び議員報酬の額等について（答申）

平成30年5月24日付大狭人第51号で諮問のあった特別職の給料及び議員報酬の額等について、審議の結果、次のとおり答申します。

大阪狭山市特別職報酬等審議会

会長	今西幸藏
会長職務代理	菊屋英一
委員	中嶋芳彦
委員	橋本葉子
委員	鳥井一雄
委員	中井新子
委員	鈴木さおり

特別職の給料及び議員報酬の額等について（答申）

1 議員報酬の額及び市長、副市長並びに教育長の給料の額について

議員報酬の額及び市長、副市長並びに教育長の給料の額については、現行のとおりとすることが適當であるが、市長、副市長並びに教育長の給料の実支給額については、財政状況や議員報酬との均衡等その時々の情勢に応じ、市長等が適切に対応することを期待する。

2 諸手当について

(1) 退職手当の支給水準について

市長、副市長、教育長の退職手当については、一般職の職員との均衡を考慮し、市長等が自ら必要な措置を講ずることが適當である。

(2) 地域手当及び期末手当の支給割合について

市長、副市長、教育長の地域手当及び特別職の期末手当の支給割合については、人事院勧告に準ずることが合理的で適當であるが、その時々の情勢を踏まえ、市長等が適切に対応されることを期待する。

答申の考え方と意見

はじめに

特別職等の報酬等を審議するにあたり、その職務の内容や責任の度合い、政令市を除く府内各市の状況、近畿圏における類似団体の状況、一般職の職員との均衡、市の財政状況、さらには現下の社会経済情勢等を踏まえ、市民の理解が得られる答申に向けて、審議を進めた。

1 議員報酬の額及び市長、副市長並びに教育長の給料の額について

(1) 議員報酬について

議員報酬については、条例本則の改正により、平成15年1月に5%減額となった後、平成20年4月から平成22年3月までの間と平成23年7月から平成27年3月までの間、特例条例によって4%減額を実施していたが、平成27年4月以降については、条例上の金額となっている。

府内各市との比較では、条例額、実支給額のいずれも各市平均を大きく下回り、その水準は低位にある。また、近畿圏類似団体との比較においても議員の実支給額のみが各市平均を上回っているものの、その他については、条例額、実支給額いずれも各市平均を下回っている。

審議では、「府内各市の状況から、報酬を引き上げるべきではないか」「議員報酬の中から国民健康保険や国民年金などを支払っていくと、手取りが少なく、子育て世代が生活していくには厳しいと考える」「市民感情をはかるのは難しい。報酬を上げるのも下げるのも、それなりの積極的な理由がないと難しい」などの意見があった。

議会議員については、市民ニーズの増加や行政需要の多様化など、職務における負担が増加しているほか、議員のなり手不足が問題になっていることから、府内各市との均衡を図る意味でも議員報酬を引き上げるという点については、一定の理解はできるものの、平成27年4月以降、それまで独自に行っていた減額を終了していること、特別職の報酬・給料は市民の税金によって支払われているも

のであることから、現下の社会経済情勢や市民感情等を勘案すると、現時点では慎重にならざるを得ない。

以上のことから、当審議会は、議會議員の報酬について、現行のとおり、据え置くことが適当であると判断する。

(2) 市長、副市長、教育長の給料について

市長、副市長、教育長の給料については、前市長の任期中は、市長選挙後の直近の議会に特例条例を提出し、10%ないしは15%の減額を任期ごとに実施していたが、現市長になった平成27年4月以降は、条例上の金額となっている。

市長、副市長、教育長の条例上の給料月額は、政令市を除く府内31市の平均額をいずれも下回っており、支給水準も低位に位置しているが、31市中17市が給料月額の減額を実施している中で、減額後の実支給額は、いずれも平均を上回る結果となり、支給水準も中位に位置している。

また、近畿圏類似団体28市との比較では、条例額では、教育長が平均給料月額を上回っており、減額後の実支給額では、更に市長、副市長も上回り、支給額の水準も高位に位置する結果となっている。

審議では、「条例上の額について、平成8年度から変更がないが、物価変動や一般職とのバランスはとれているのか」「ご自分の政策方針の中で判断されるところが大きいと思う」「上げるのも下げるのも審議会として判断するのは現実問題として難しい」等の意見があった。

一般職の職員の給料月額については、民間企業との格差是正のための人事院勧告に準じ、その都度給料表の改定は行っており、退職に伴う人の入替等はあるとはいえ、平均給料月額を平成8年度と比較すると減少傾向にあるものの、ほぼ同水準になっている。

他方、市の財政状況については、今後の少子高齢化による扶助費や子ども子育て支援費、施設の老朽化に伴う改修工事費の増加等を考慮すると、決して楽観視できるような状況にはないが、平成16年度以降、財政調整基金を取り崩すことなく黒字決算を続けてきたことなどから、現在、非常に危機的状況にあるわけではない。

以上のことから、当審議会は、市長、副市長、教育長の給料について、現時点において積極的に改定する理由がないことから、現行のとおり、据え置くことが適當であると判断する。

ただし、他市の状況を見ると、時限的な減額措置を実施している市が多いこと、それに伴い、本市の実支給額が平均月額と比較して上回る結果となっていることなどから、財政状況や議員報酬との均衡等その時々の情勢に応じ、市長等が適切に対応することを期待する。

2 諸手当について

(1) 退職手当の支給水準について

本市の市長、副市長、教育長の退職手当の算定方法については、給料月額に在職月数と支給率を乗じて任期ごとに支給されるもので、前市長の任期終了となる平成27年に支給率の引下げを行ったが、平成30年5月に教育長の任期が終了するタイミングで、今任期中の市長、副市長、教育長の退職手当についての支給額を50%減額する特例措置がなされた。

減額後の退職手当支給額については、いずれも府内各市平均を大きく下回っているほか、近畿圏類似団体との比較においても、平均額を大きく下回っている。

一方、本市の一般職の職員の退職手当については、国の支給水準引下げに準じて、平成30年4月から調整率を100分の87から100分の83.7に、民間格差の約70万円を引下げる改定が行われた。

今回の審議では、「自身の政策判断で今任期中の退職手当を50%減額されているので、『市長の政策判断に期待する』というような我々の思いを伝えたい」「一般論だが、働いた期間に対して退職手当はもらえるものと思っている」等の意見があった。

特別職の給与については、職務の特殊性に応じて定められるものであって、一般職の職員の給与とはその性格を異にするものであるとされる。しかしながら、明確なルールのない特別職の報酬等の決定にあたって、一般職の職員の給与の状況は、一般職の職員との均衡を図るという観点から考慮すべき重要な要素のひとつであると考えられる。

審議会としては、市長、副市長、教育長の退職手当について、特別職と一般職の職員では、その職責はもとより、退職手当にかかる制度が大きく相違するため、具体的な減額率については明示せず、それらについては、一般職の職員の減額率を考慮し、市長等が適切に対応することが適當と判断するが、市長が今任期中の退職手当の支給額について、50%の減額を判断されたことについては一定の評価をしたい。

(2) 地域手当及び期末手当の支給割合について

本市の市長、副市長及び教育長の地域手当の支給割合については、平成18年の給与構造改革で地域手当制度が創設されて以降、人事院勧告に準じ、一般職と同様に改定を行ってきた。

他方、本市の特別職等の期末手当の支給割合については、平成21年に人事院勧告による一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が100分の432を下回って以降、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じて措置されてきた。

これらの手当については、平成27年の人事院勧告に基づき、条例改正案を平成27年招集3月定例月議会に提案したものの否決され、その後改定されことがなく、現在の支給割合は地域手当は100分の11、期末手当は100分の410となっている。

近畿圏類似団体では、地域手当については、独自に不支給措置を講じている市や、そもそも制度が適用されない市があるほか、期末手当については、国の特別職等の支給割合である100分の330が多く見られる。

一方、府内各市のほとんどが、地域手当については人事院勧告どおりとなっており、期末手当についても勧告の100分の440あるいは100分の430と高い水準となっている。

審議では、「人事院勧告に準じることは、ルールとして明確だが、議会で否決されているものを積極的に上げるのはなかなか難しい」、「一般職の給与については人事院勧告に準拠すればいいが、特別職は財政状況を考慮して自身で判断すればいいと思う」等の意見があった。

国の特別職等の支給割合に準ずることについての合理性は認識するものの、本市におけるこれまでの経過、府内各市の状況、一般職の職員との均衡との観点から、人事院勧告による一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じることも一定の合理性を有し、市民の理解も得られるものと考える。

しかしながら、平成27年度に改正案を否決した議会の判断は大変重いものと認識しており、審議会としては、特別職等の地域手当及び期末手当の支給割合については明確な割合を示すのではなく、支給割合の根拠として人事院勧告に準ずることが合理的であるとしたうえで、今後の勧告への対応については、その時々の情勢を踏まえ、市長等が適切に対応されることを期待する。

3 その他の意見

- ・審議会の開催について

前回の答申でも触れられているが、当審議会については、概ね3～5年程度の間隔で開催するということだが、帝塚山学院大学の泉ヶ丘キャンパスへの統合や近畿大学医学部附属病院の移転問題など、市を取り巻く社会経済情勢等の変化に迅速に対応し、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を行うためにも、来年の市長選後、早期に開催することが望ましい。